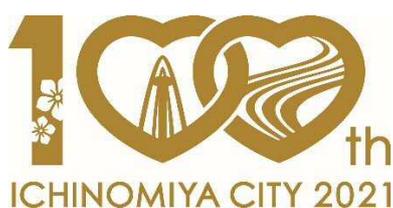


# いちのみや市 100 周年 市民チャレンジ事業 募集要項

受付期間 令和2年10月1日（木）

～令和3年2月26日（金）



令和2年10月  
一宮市

## 1 事業の目的について

「市民チャレンジ事業」は、いちのみや市 100 周年記念事業の一つとして、一宮市が、一宮市を拠点に活動する市民活動団体が 100 周年を機に主体的に企画・実施する「新たなチャレンジ」を支援することにより、100 周年という節目の年を機に一宮市の魅力を広く発信するとともに、新たな出会いや交流を育み、健康・元気なまちづくりを推進することを目的としています。

## 2 応募ができる団体について

市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体で、2 名以上の構成員を有し、以下のすべてを満たす団体です。個人での応募はできません。

団体の概要を団体調書（様式第 2）にご記入のうえ、団体の規約等を提出してください。

### (1) 一宮市内に事務所を有する団体

※ただし、一宮市外に事務所を有する団体でも、一宮市内に事務所を有する団体と組むことで、応募が可能となります。

- (2) 規約その他これに類するものを有している団体
- (3) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていない団体
- (4) 公序良俗に反する活動をしていない団体
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体

### 【補足】

- ・「社会貢献的な活動」とは、不特定多数の利益のための活動のことを言います。特定の個人や団体の利益のための活動や、団体の会員や仲間内の利益のための活動とは区別されます。
- ・町内会は一般的には町内会加入者のみが受益者となる活動となるため対象外です。
- ・一宮市内の事務所は、本部でも支部でも構いません。
- ・団体のメンバーが、必ずしも一宮市在住の方である必要はありません。
- ・「宗教的活動」をしていない団体とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない団体をいいます。
- ・「政治的活動」をしていない団体とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体をいいます。

### 3 応募ができる事業について

市民チャレンジ事業に応募できる事業は、次の項目のすべてに該当するものです。  
計画書（様式第3）に事業の詳細までご記入ください。事業の審査はご提出いただいた計画書をもとに実施します。なお、1団体につき1事業に限ります。

- (1) 「いちのみや市100周年」記念事業基本方針に沿ったものであること
  - (2) 新しいチャレンジに基づくものであること
  - (3) 広く市民の交流に資することを目的とするものであること
  - (4) 2021年(令和3年)4月1日から2022年(令和4年)2月28日までに実施・完了するものであること
  - (5) 一宮市内で実施される事業であること
  - (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野のものであること
- ※ 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野
- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - 2 社会教育の推進を図る活動
  - 3 まちづくりの推進を図る活動
  - 4 観光の振興を図る活動
  - 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - 7 環境の保全を図る活動
  - 8 災害救援活動
  - 9 地域安全活動
  - 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - 11 国際協力の活動
  - 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - 13 子どもの健全育成を図る活動
  - 14 情報化社会の発展を図る活動
  - 15 科学技術の振興を図る活動
  - 16 経済活動の活性化を図る活動
  - 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - 18 消費者の保護を図る活動
  - 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (7) 営利を目的としない事業
  - (8) 2021年度（令和3年度）に一宮市から補助金等を受けていない事業

【補足】

- ・「いちのみや市100周年」記念事業基本方針のテーマは「健康・元気」です。  
「ひとの健康・元気」や「まちの健康・元気」につながるような事業が支援の対象となりますので、**事業の目的を『〇〇で△△が健康・元気!』のような形で表現してください。**
- ・「新たなチャレンジ」とは、主に次のようなことを言います。
  - (1) 団体の従来のある取り組みに対して、100周年を機に何かをプラスして行うこと。
  - (2) 団体が100周年を機に取り組む、その団体にとってまったく新たなこと。
  - (3) 100周年を機に団体を立ち上げて取り組む、新たなこと。
  - (4) 団体が100周年を機に他団体と連携することにより、既存の取り組みに対して新たな価値を生み出すようなこと。
- ・「広く市民の交流に資する」とは、対象を特定の方に限らないことを指します。  
また、市民は一宮市民に限るものではありません。市外の方も広く参加できる事業であることは、市民チャレンジ事業の趣旨として望ましいことです。
- ・「営利を目的としない」とは、活動で得た利益や資産を構成員に分配してはいけないということです。利用料や入場料を取ることや、運営スタッフへの賃金の支払いは制限しません。
- ・「一宮市からの別の補助金等を受けていない事業」とは、**当該事業について、一宮市からの補助金・交付金・委託料等を受けていないということ**です。同団体が実施する事業でも、市民チャレンジ事業として申請する事業が、一宮市からの補助金等を受けている事業と別事業であれば、応募することが可能です。  
また、一宮市からの補助金等には、一宮市市民活動サポート補助金に係る支援金を含みます。当該年度かつ当該事業において、一宮市市民活動サポート補助金と市民チャレンジ事業の支援金を二重で受けることはできません。

#### 4 経費について

申請に計上できる経費は、事業に要する直接的な費用であって、原則として領収証があるものとします。

次の費用項目の内容を参考に分類し、収支予算書（様式第4）の収支予算を記載してください。なお、令和3年4月1日以降に支払う費用のみが対象となります。

また、報償費・人件費等を支払う場合は源泉徴収に係る事務が発生します。

科目	説明
報償費（謝礼金等）	講師・専門家、出演者等への謝礼、調査・研究の報償費など （上限：1人300,000円）
旅費	交通費、通行料、ガソリン代など、事業実施のために必要な実費（自動車は20円/kmで計算した上で、日時・運転者名・走行距離数・運行期間を記した運行記録簿が必要です。）
食糧費	外部講師の弁当・飲み物代等に限る（上限：1人1,500円）
需用費	資料等の印刷及び製本に要する経費、文具、その他消耗品、原材料等
役務費	切手、はがき等郵便料、振込手数料、クリーニング代等
使用料・賃借料	会場使用料、器具使用料、各種機材レンタル料等
備品費	申請事業に必要不可欠な備品に限る ※1品10万円（税抜）以上は見積書が必要です。 ※PCやプリンター、冷蔵庫・電子レンジ等、団体運営全般に係るものは対象外です。
人件費	申請事業に必要不可欠な人件費に限る （上限：1,000円/時間。ただし、最低賃金は厳守してください。）
その他	その他実行委員会会長が必要と認めるもの

### ＜事業経費として計上できないものの例＞

※事業に要する経費（総事業費）にも含みません。

- ・ 事業と直接関係のない費用
- ・ 団体の管理運営費（賃借料・光熱水費・電話料金等）
- ・ 領収証等が無く使途不明な経費
- ・ 酒類など、社会通念上、公金で支払うことが不適切な費用
- ・ 本チャレンジ事業に関する説明・相談等に係る費用 など

### ＜事業経費として計上はできるが、対象経費として認められないものの例＞

※事業に要する経費（総事業費）には含まれます。

- ・ 来賓、招待者に対する手土産
- ・ 外部講師以外に提供される食品にかかる費用（当該事業実施に必要不可欠なものを除く）
- ・ 参加賞等一律に配布される物品にかかる費用
- ・ 啓発用配布物品のうち、当該事業の目的と関連のない物品にかかる費用
- ・ 懇親会等に係る費用 など

## 5 収入について

収入については、次の費用項目の内容を参考に分類し、収支予算書（様式第4）に記載してください。

科 目	説 明
市民チャレンジ事業支援金	本事業の支援金
事業収入	参加費、販売収入等
自主財源	会費収入、寄付金収入、一宮市以外（国・県・民間）からの補助金等 <u>※一宮市から補助金等を受けている場合は、本事業に申請することができません。</u>

## **6 交付申請額について**

交付申請ができる支援金の額は、500,000円もしくは対象経費の5分の4のどちらか高くない方とします。(1,000円未満切り捨て)

なお、市民チャレンジ事業支援金を含む収入の合計額が事業に要する経費（総事業費）を上回ったときは、上回った分を支援金の額から差し引きます。

## **7 提出書類について**

応募する際には、次の書類を市に提出してください。

なお、応募は1団体につき1事業です。

- (1) 応募用紙（様式第1）
- (2) 団体調書（様式第2）
- (3) 計画書（様式第3）
- (4) 収支予算書（様式第4）
- (5) 団体の規約その他これに類するもの

## **8 受付期間について**

2020（令和2）年10月1日（木）から2021（令和3）年2月26日（金）

## **9 提出方法について**

①メール：100th@city.ichinomiya.lg.jp

②郵送：〒491-8501（住所不要）一宮市政策課100周年推進室

③持参：一宮市政策課100周年推進室（市役所本庁舎6階）

※平日8時30分から17時15分までの間にお持ちください。

※感染症拡大防止のため、できるだけメールまたは郵送でご提出ください。

## **10 選考方法及び支援金交付対象事業の内定について**

### (1) 審査会の実施

学識経験者及びいちのみや市100周年実行委員会、市職員で構成される審査会において、計画書に基づき、事業の内容等を審査します。

特に「100周年のテーマ（健康・元気）に沿っているか」「新しいチャレンジになっているか」「公金で実施する必要があるか」を重点的に審査します。

応募多数の場合は、予算の範囲内で事業を選考します。また、市が定める基準点に満たない場合は不採択となります。

(2) 支援対象事業の内定【令和3年3月下旬（予定）】

審査会における選考結果は、応募団体宛に送付します。

なお、提案内容等により希望する支援金の額を減額して決定する場合があります。

## **11 支援対象事業の取下げについて**

支援金額が希望額を下回った等の理由により、支援対象事業の内定の通知があった日から14日以内に申請事業の取下げができます。取下げ書（様式第7）に必要事項を記入し、ご提出ください。

## **12 交付決定及び前払金の申請について**

- ・ 支援対象事業の内定通知を受けた団体は、交付申請書（様式第8）に必要事項を記入し、必要な書類を添えて交付申請を行ってください。
- ・ 市長は交付申請を受領し次第、支援金の交付決定を行い、支援対象団体宛に通知を送付します。
- ・ 支援金の支払いは事業完了後ですが、交付決定額の2分の1までは事業実施前に受け取ることができます。希望される場合は、前払金請求書（様式第14）により申請してください。

## **13 事業の実施期間について**

- ・ 令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）の間に事業を実施してください。
- ・ 申請内容どおりの実施が困難となった場合は、速やかにご相談ください。
- ・ 社会事情等により、事務局から事業の実施に対して、制限もしくは中止をお願いすることがあります。

## **14 事業計画の変更がある場合**

支援金交付決定後に事業の内容や予算等を変更するときは、**事前に必ず一宮市政策課 100周年推進室にご連絡ください。**事前に連絡なく変更・中止した場合は、支援金の交付決定が取り消しとなる可能性があります。

## **15 事業の実績報告について**

- ・ 事業完了後30日以内に、以下の書類を一宮市政策課100周年推進室に提出してください。

### **【提出書類】**

- (1) 実績報告書（様式第10）
- (2) 収支決算書（様式第11）
- (3) 交付請求書（様式第13）
- (4) 領収書のコピー（スキャンしたものでも可）

### **【提出方法】**

- ①メール：100th@city.ichinomiya.lg.jp
- ②郵送：〒491-8501 （住所不要）一宮市政策課 100 周年推進室
- ③持参：一宮市政策課 100 周年推進室（市役所本庁舎 6 階）

※平日8時30分から17時15分までの間にお持ちください。

※感染症拡大防止のため、できるだけメールまたは郵送でご提出ください。

## **16 支援金の支払い**

実績報告書等に基づき内容を審査し、支援金額確定通知書を団体宛に送付します。支援金額確定通知書を受け取ったら、請求書を一宮市政策課100周年推進室宛に送付してください。指定の口座に支援金を支払います。

## **17 支援対象団体及び支援対象事業の公表**

市民チャレンジ事業の「公平性」「透明性」及び事業のPR等の理由から、支援対象団体と支援対象事業の内容、支援金交付決定額、実績報告書、支援金確定額等をウェブサイトで公表します。

## **18 広報物の作成等**

事業で作成するポスターやチラシ・ウェブサイト等には、以下のものを掲載してください。

- ・ 「いちのみや市100周年 市民チャレンジ事業」の文言
- ・ いちのみや市100周年の「ロゴマークまたはキャッチフレーズ（※両方も可）」

完成後は、速やかに3部（ウェブサイトは1部印刷して）一宮市100周年推進室に提出してください。なお、市ウェブサイトでも市民チャレンジ事業の周知を行います。

## **19 支援金の交付決定の取り消しと返還**

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消します。また、すでに支払い済みの支援金がある場合は、返還していただきます。

- (1) 支援金をその交付の目的以外に使用したとき
- (2) 必要な届出や報告を行わなかったとき、又は虚偽の届出や報告をしたとき
- (3) 対象となる団体の要件がなくなったとき
- (4) 交付した支援金に剰余金が生じたとき
- (5) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

また、天災地変その他の理由により事業を実施すべきでないと判断される場合は、市長から事業の全部または一部の中止を指示することがあります。そのときの支援金額は、事業の進捗状況により異なります。

## **20 市民チャレンジ事業の説明について**

本事業を説明する動画を作成しました。以下のサイトからご覧ください。

※一宮市公式ウェブサイトから「1036606」で検索するか、2次元バーコードからアクセスしてください。説明会は実施しません。



また、ご質問・ご相談は一宮市政策課 100 周年推進室（市役所本庁舎 6 階）で随時受付しています。お気軽にお問合せください。

電話：0586-85-7433 メール：100th@city.ichinomiya.lg.jp

※感染症拡大防止のため、できるだけメールまたは電話でお問合せください。

※電話または来庁でのお問い合わせは、平日 8：30～17：15 にお願いします。

※各種オンライン会議にも対応しております。

### 問い合わせ先

一宮市総合政策部政策課 100 周年推進室

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（市役所本庁舎 6 階）

この募集要項は、令和 3 年度当初予算の成立を前提に作成しています。

○事業スケジュール

項目	期間	備考
(1)説明・募集・相談 (団体⇒市)	令和2年10月1日(水) ～令和3年2月26日(金)	▶説明動画をご覧ください。一宮市政策課100周年推進室でも、相談を随時受付します。 ▶応募する場合は、期間内に書類を提出してください。
(2)選考及び 選考結果通知 (市⇒団体)	令和3年3月末(予定)	審査会において事業の採択の可否を決定し、団体に通知します。
(3)交付申請 (団体⇒市)	令和3年4月1日以降	採択された団体は、市に交付申請書を提出してください。
(4)支援金交付 決定 (市⇒団体)	交付申請があった団体から 随時	市から団体に通知します。 <u>なお、令和3年4月1日以降の支払いのみが対象経費となります。</u>
(前払金請求) (団体⇒市)	事業実施前	支援金の一部を請求できます。 ※詳細…「13 交付決定及び前払金の申請について」
(5)事業実施 (団体)	令和3年4月1日(木) ～令和4年2月28日(月)	期間内に実施してください。
(6)実績報告 (団体⇒市)	事業実施完了後、 <u>30日以内</u>	※詳細…「16 事業の実績報告について」
(7)支援金額の 決定 (市⇒団体)	実績報告の審査終了後	支援金額を確定し、団体に通知します。
(8)支援金の請求 (団体⇒市)	支援金額確定通知書を受け取 た後	請求書を一宮市政策課100周年推進室に送付してください
(9)支援金の交付 (市⇒団体)	指定された口座へ支援金を振り込みます。	

様式第1

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

<応募者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業支援金 応募用紙

いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業支援金の交付を受けたいので、下記のとおり応募します。

記

1 事業の名称	
2 支援金交付申請額	円

(算出基礎)

事業に要する経費(a)	円
事業に要する経費のうち対象となる経費(b)	円
当該事業によって得られる収入(c)	円
支援金交付申請額 上限:「500,000円」もしくは「(b)×4/5」または「(a)-(c)」 のいずれか高くない方	円 ※1,000円未満切捨て

3 添付書類

- (1) いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業に係る団体調書 (様式第2)
- (2) いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業申請事業に係る計画書 (様式第3)
- (3) いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業申請事業に係る収支予算書 (様式第4)
- (4) 団体の規約その他これに類するもの

様式第2

いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業に係る団体調書

団 体 名			
市内事務所の 所 在 地			
代 表 者 名 (職名・氏名)			
設 立 年 月	年 月	構成員の人数	人
U R L			
	(担当者氏名)		
連 絡 先	電 話		F A X
	E-mail		
団 体 の 目 的			
主 な 事 業 内 容			
主 な 活 動 実 績			
団 体 の 要 件 に つ い て	すべて満たしている ・ 一部または全部満たしていない		
市からの他の 補助金等の有無	有(補助金等の名称: ) ・ 無		

様式第3

いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業に係る計画書

団体名	
事業の名称	
事業の内容	<p>(1) 実施期間（準備期間や後処理期間も含む） 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</p> <p>(2) 実施場所</p> <p>(3) 予定集客人数 人</p> <p>(4) 受益対象者</p> <p>(5) 実施体制</p> <p>(6) 具体的な内容</p>

<p>当該事業の目的及び実施する理由</p> <p>※事業の目的を「〇〇で△△が健康・元気！」で表現してください。また、実施する理由を記載してください。</p>		
<p>100周年を機に取り組む新たなチャレンジの内容</p> <p>※既存の事業にプラスする、新たな事業を行う、他団体と連携する等、100周年を機に取り組むことを記載してください。</p>		
<p>支援金を必要とする理由</p> <p>※事業収入や自主財源のみでは実施できない理由を記載してください。</p>		
<p>事業スケジュール</p>	<p>時期（月）</p>	<p>内 容</p>

様式第4

いちのみや市 100周年市民チャレンジ事業に係る収支予算書

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 事業の名称 \_\_\_\_\_

収入

科 目	金額 (円)	内 訳
市民チャレンジ事業支援金		
事業収入		
自主財源		<input type="checkbox"/> 会費収入・寄附収入 <input type="checkbox"/> 他事業の収入 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
計		

支出

科 目	金額 (円)	うち支援金算出額 (円)
報償費		
旅費		
食糧費		
需用費		
役務費		
使用料		
備品費		
人件費		
賃貸料		
その他		
計		

支出科目の内訳

科 目	金額 (円)	内 訳 <sup>※1</sup>
	支援金算出額 (円)	
報償費		
旅費		
食糧費		
需用費		
役務費		
使用料		
備品費 <sup>※2</sup>		
人件費		
賃貸料		
その他		

※1 一部が「支援金算出額」となる場合は、その該当分のみを ( ) 書きで再掲してください。

(例) スタッフ費用 1,000 円×5h×2人=10,000 円 (960 円×5h×2人=9,600 円)

※2 備品費を計上する場合は、内訳欄に購入理由も記載してください。

## ○Q&A

Q 1 市内に事務所を有する団体ではありませんが、応募できますか？

A 1 市内に事務所がない団体が単独で応募することはできません。ただし、市内に事務所を有する団体と連携することで応募が可能になります。ここで言う連携とは、双方の団体が持つ資源（ヒト・モノ・カネ）を出し合って、1つの事業を行うことを言います。

なお、この場合の応募者は市内に事務所を有する団体となります。計画書（様式第3）に連携事業であることを記入してください。

Q 2 団体の規約は必ず提出しなければなりませんか？

A 2 はい。団体の活動目的・所在地等の事項について、申請の要件を満たしているか確認するために必要です。

Q 3 「いちのみや市100周年」記念事業基本方針に沿った事業とはどのようなものでしょうか？

A 3 いちのみや市100周年のテーマは「健康・元気」です。市民チャレンジ事業では、応募時に事業の目的を「〇〇で△△が健康・元気！」で表現することを求めており、それ以外の事業は支援の対象となりません。

「健康・元気」には、ひとの心身の「健康・元気」のほか、地域課題を解決することによって達成する、まちの「健康・元気」があります。市民活動団体の皆さまは日々地域課題の解決のために活動していると思いますが、そのことを踏まえると、書き方の例としては、以下のとおりとなります。

「（自身の団体が取り組む地域課題の解決）で（ひとorまち）が健康・元気！」  
例えば「運動不足解消で市民みんなが健康・元気！」や「街中をアートで飾ってまちの景観が健康・元気！」など、難しく考えず、ご自身の団体の活動内容を当てはめる形で記載してください。

Q 4 従来から実施している事業は対象になりますか？

A 4 従来から実施している事業は市民チャレンジ事業の対象にはなりません。ただし、従来から実施している事業に「新しいチャレンジ」となる要素をプラスすることで、市民チャレンジ事業の対象になります。新しいチャレンジに関する要素が認められれば、従来から実施している部分も含めて、事業全体が支援の対象となります。

- Q 5 「新しいチャレンジ」は、まだ誰もやっていないことという意味ですか？
- A 5 いいえ。「自身の団体にとって初めて取り組むこと」という意味です。  
他団体や他自治体等ですでに実施されていることでも、自身の団体にとって初めて取り組むことであれば「新しいチャレンジ」に該当します。新しいチャレンジについては、計画書（様式第3）に具体的に記載してください。  
また、100周年を機に新たに団体を立ち上げて活動することも新しいチャレンジに該当します。
- Q 6 「広く市民の交流に資する」とは、具体的にどういったことでしょうか？
- A 6 特定の方だけでなく、一般市民の方が参加できる事業という意味です。例えば、身内の勉強会や町内会の行事、特定メンバーが定期的に通う〇〇教室のような事業は対象になりません。ただし、そのスキルを活かして一般の方も参加できるようなフォーラムやセミナーを開催する、また町内会の枠を飛び越えて地域の広がり醸成するようなイベントを実施するなどの事業は、支援の対象になります。
- Q 7 「参加」はオンラインによる方法でも良いでしょうか？
- A 7 オンラインでも構いません。ただし、特定の方のみが対象にならないように注意してください。
- Q 8 補助金や助成金を受けていますが、市民チャレンジ事業の対象になりますか？
- A 8 一宮市から補助金等を受けている場合は対象になりませんが、一宮市以外から補助金等を受けている場合は、市民チャレンジ事業として応募できます。ただし、当該補助金等は事業収入として計上してください。  
また、一宮市からの補助金等には「一宮市市民活動サポート補助金」に係る補助金も含まれます。市民チャレンジ事業に採択された場合は、令和3年度の一宮市市民活動サポート補助金には申請できません。
- Q 9 領収証を無くしてしまった場合でも、経費は認められますか？
- A 9 領収証のない経費は認められません。
- Q 10 電車賃やETC利用の高速料金等、領収証をもらうことが困難な場合は、どのように対応したらよいですか？
- A 10 団体から当該料金が支払われたことがわかる領収証を添付してください。具体的には、利用年月日・利用交通機関名・区間・料金・利用理由・受取年月日・受取人名・受取人の捺印が必要です。

Q11 スタッフが立替払いした場合（領収証のあて名がスタッフ名になっている場合）は、どのように対応したらよいですか？

A11 団体がスタッフに立替払い分を支払ったことがわかる領収証と、スタッフが物品を購入したことがわかる領収証の両方を揃えてください。

Q12 事業内容が変更になった場合はどうしたら良いですか？

A12 事業内容が変更になった場合は、事前に一宮市政策課100周年推進室までお知らせください。事前に連絡なく変更・中止した場合は、支援金の交付決定が取り消しとなる可能性があります。また、事業内容を著しく変更する場合も、支援金の対象外となる可能性があります。

なお、事業内容の変更による支援金額の増額の申請はできません。

Q13 事業を実施した結果、事前に収支予算書（様式第4）に計上していない経費を支出しました。この経費は対象経費になりますか？

A13 当該経費が市民チャレンジ事業の対象経費に該当するものであれば、収支予算書に計上してなくても対象経費として計上できます。なお、このことにより、支援金交付決定額が増額することはありません。

Q14 支援金の支払いはいつですか？

A14 事業完了後にご提出いただく実績報告書を確認し、市長の承認を受けてからの支払いとなります。なお、交付決定額の1/2の額までであれば、事前に請求することができます。

Q15 事業で作成する広報物には、必ず「いちのみや市100周年 市民チャレンジ事業」の文言と、いちのみや市100周年の「キャッチフレーズ・ロゴマーク」を使用しなければいけませんか？

A15 市民の皆さまの共通理解につなげるため、必ず使用してください。また、市のウェブサイトでも市民チャレンジ事業の告知を行います。